

子ども委員選考委員会設置要領

(目的)

第1条 高知県子ども条例第11条に基づき設置する高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員のうち、子ども委員の候補者の選考を適切に行うための機関として、子ども委員選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）を置きます。

(選定委員会の組織)

第2条 選考委員会は、教育関係者、学識経験者等から知事が委嘱する5名以内の委員で構成します。

(任期)

第3条 選考委員の任期は、委嘱を受けた年の候補者の選考が終了するときまでとします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(委員長等)

第4条 選考委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定めます。
2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理します。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代行します。

(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集します。
2 選考委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができません。
3 委員長は、会議の議長となります。

(候補者の選考)

第6条 選考委員会は、高知県子どもの環境づくり推進委員会「子ども委員」選考要領に基づき、子ども委員の候補者の選考及びその名簿の作成を行い、知事に推薦します。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務を処理するために、子ども・福祉政策部子育て支援課に事務局を置きます。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考委員会に必要な事項は、委員長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成16年12月10日から施行します。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、当該年の委員の委嘱後最初に開かれる選考委員会の会議は知事が招集します。

附 則

この要領は平成19年4月16日から施行します。

附 則

この要領は平成21年5月11日から施行します。

附 則

この要領は平成26年5月8日から施行します。

附 則

この要領は令和4年7月5日から施行します。